

令和2年度古賀市まちづくり基本条例検証委員会について

1. 検証委員会について

(1) 検証委員会の設置根拠等

平成29年4月に施行された古賀市まちづくり基本条例第17条の規定に基づき、古賀市まちづくり基本条例検証委員会を設置・開催します。

(2) 検証委員会の役割

検証委員会の所掌事務は、以下のように定められています。

古賀市まちづくり基本条例検証委員会要綱

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、調査審議する。

- (1) 条例の推進に関すること
- (2) 条例の運用状況の検証に関すること
- (3) 条例の見直しに関すること

条例第18条に「条例の見直し」が規定されており、施行後4年を超えない期間ごとに、条例の規定について検証を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じることが求められています。また、検証に当たっては、検証委員会に諮問することが定められています。

本年度は条例施行後4年目にあたり、委員の皆様のご意見を伺いながら、条例の規定について検証していきたいと考えます。

(3) 報酬・その他

会議の出席ごとに、報酬及び費用弁償をお支払いします。

- 報酬等：報酬 2,500円/回（源泉所得税額を差し引いてお支払い）
- 費用弁償 2,500円/回
- 合計 5,000円/回

- その他：委員会の資料、会議録等（名簿含む）は、市公式ホームページで公開いたします。なお、名簿の公開においては、役職（有識者のみ）や氏名は公開しますが、住所などの情報は公開されません。

2. 条例の見直しにかかる検証の進め方について

(1) 行政における取組の検証

まちづくりの基本的事項である「情報共有」「市民参画」「共働」「コミュニティ活動」について、行政における取組状況を庁内で取りまとめ、条例の推進状況及び運用状況を検証します。

(2) 検証委員会による検証

行政における取組状況を基礎資料として、「3. 検証に当たっての議論のポイント（論点）」を中心に、検証委員会において審議していただきます。

3. 検証に当たっての議論のポイント（論点）について

(1) 社会情勢の変化への対応

地域防災の重要性の増大、単身世帯の増加、持続可能型社会・多様性を認める社会への指向など、変化する社会情勢に条例の内容が影響を受ける部分はないか。

(2) 市民等によるコミュニティ活動への参画・協力

条例では、自治会をはじめとするコミュニティ活動が、まちづくりの担い手としての意識を育むとともにまちづくりに寄与している、としており、市民等がコミュニティ活動に参加・協力することを求めている。より多くの市民等がコミュニティ活動に参加・協力するためには、どのような方策が必要か。

(3) 条例の周知・普及の効果的な手法

条例施行後、パンフレットや出前講座を活用して条例の周知・啓発に務めてきたが、より多くの市民等に条例について知ってもらい、深く理解してもらうためには、どのような手法が効果的か。

4. 今後のスケジュール

8月7日（金）	第1回検証委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・顔合わせ、市長による諮問書の手交 ・検証委員会について ・条例策定までの経過と策定後の周知・啓発活動の状況について ・条例の概要について
9月上旬	第2回検証委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・検証用資料の説明 ・条例及び資料に関する質疑応答、意見交換
9月下旬～ 10月上旬	第3回検証委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・第2回の振り返り ・条例及び資料に関する質疑応答、意見交換
10月下旬～ 11月上旬	第4回検証委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・答申書（案）の作成、意見交換
11月下旬	第5回検証委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・答申書の決定